様式第十一号の二(第十七条関係)

(表　　面)

<table>
<tr><td colspan="4">第　　号

特別児童扶養手当支給停止通知書</td></tr>
<tr><td>受給資格者
氏　　名</td><td></td><td>受給資格者
住　　所</td><td></td></tr>
<tr><td>支給停止の
期　　間</td><td>令和　　年　　月から
令和　　年　　月まで</td><td>証　　書
記号・番号</td><td>第　　号</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">あなたは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(第6条、第7条、第8条)の規定により、上記のとおり支給停止となりましたので通知します。
令和　　年　　月　　日

知事
(印)
市長

殿</td></tr>
</table>

◎　裏面の注意をよく読んで下さい。

(A列4番)

（裏　　面）

注意

1　特別児童扶養手当所得状況届は毎年8月12日から9月11日までの間に出して下さい。この届を出さないと支給停止の期間の経過後も手当の支払がされません。

なお、本年7月以降に認定請求書を出している方又は支給停止の事由が継続している方は、本年の所得状況届は出す必要がありません。

2　支給停止中の期間内に、あなた又はあなたの配偶者、扶養義務者(父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹など)で震災、風水害、火災などの災害により、住宅、家財その他の財産についてその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合には、支給停止が解除されることがありますので、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いて下さい。

3　この支給停止に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、都道府県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

4　この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県(政令指定都市の場合は市)を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となり、政令指定都市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。